

の拡大「(海上保安庁法＝(海上の警察)の改正について－「当該船舶が法令違反などの疑いがあり、かつ停戦命令を出しても抵抗、逃亡しようとする場合に最終手段として、人に危害を加えても罪に問われない『危害射撃』を認める要件を定めるもの。日本の領海内で挙動不審な行動をしたり、犯罪の疑いがある外国船に対応するのは警察力としての海上保安庁の任務であり、『不審船』などによる領海侵犯などがあった場合、軍隊である自衛隊ではなく、第一義的には、警察力で主権の侵害を守るとの立場」

二つ「情報収集」時－「不法行為が行なわれることが予測される場合」「多衆集合して行う暴行、若しくは脅迫」する場合、治安出動で武器使用を認める。(「政治上その他の主張、主義に基づき、国家もしくは、他人にこれを強要し、又は社会に不安、若しくは、恐怖を与える目的で、多数の人を殺傷し－行為が行なわれる恐れがあり、かつ、その被害を防止するための、特別の必要と認める場合」)＝「現代版、“治安維持法”」

三つ、「防衛秘密」漏えいの罰則化。3年～5年の懲役刑。防衛庁と契約会社の「防犯秘密」漏洩の民間会社の勤務者も量刑を5年以下に。会社

を退職した場合も適用。

報道関係者にも「－教唆し又は扇動した者」3年以下の懲役刑。以上は、昨年10月に発表された「アーミテージ・リポート」に見られる、アメリカ側の要求にそったものである。

国民が知る権利、国民に知らせる権利を奪うものである。米軍基地や自衛隊基地の前で海外派兵反対のデモを行った場合、出動した自衛隊は、国民にたいして銃口を向けることになる。平穏なデモ行進、国民の意思表示の当然の権利を敵視し、自衛隊が一方的に「危険だ」と判断すれば、機関銃をあびせることもありうるわけだ。最近、アメリカ軍の艦船が日本の港に寄港したさい、警察官が市民を監視して、寄港反対運動などの情報を米軍に提供して大問題となっている。今度のテロ問題と併用して国民の運動にたいして不法な調査、弾圧が行なわれる可能性もある。

このような悪法の中身を一刻も早く国民に知らせ、発動を許さない世論と運動を強めたいものだ。

(12月8日記)

(さとう みつお・安保破棄中央実行委員会事務局長)

狂牛病根絶で国民の安全、農家や営業を守ろう

石黒 昌孝

2001年11月21日、千葉に続き、北海道で2番目の狂牛病が発生しました。畜産農家だけでなく、国民全体に衝撃と大損害を与えており、その食と安全への影響は計りしれません。

1. 狂牛病は、BSE(牛海綿状脳症)というように、神経細胞にあるプリオンたん白が異常プリオン(立体構造が変化)になり増加、脳に集積し、その結果脳が海綿状になり、死んでしまう病気です。

この病気は2年～8年の潜伏期間があり、摂

氏130度の熱でも放射線でも死なない性質をもっています。ウイルスでないので接触感染はなく、経口感染だけです。異常プリオン汚染の肉骨粉などを飼料として与えないかぎり感染しません。牛、羊、山羊、水牛、鹿など反すう動物とミンク、猫が感染することが知られています。

人への感染では、英国で87人の若い人たちが罹患した脳がスポンジ状となる新型クロイツフェルト・ヤコブ病があります。これは狂牛病汚染の牛肉、牛由来産品を食べたのが原因だとする英国政府の報告もあります。

国際・国内動向

厚生労働省は科学的証拠がないといいますが、人にも感染するものと考えて万全の防止対策をとることが必要です。

2. 狂牛病は、1986年に英国で最初に発生を確認しました。最初にどうして発生したのかについては、異常プリオンが増殖した羊（スクレービー病）の肉骨粉を牛に投与したのが原因という説と突然変異説があります。

続いて、狂牛病の牛の肉骨粉を飼料に使ったために大量発生しました。英国では、狂牛病の原因である肉骨粉の牛の飼料への使用を88年に禁止し、豚、鶏への使用も、牛への投与を防ぐため93年には禁止しました。

しかし、英国は、自国で禁止しながら肉骨粉を外国に輸出したため、EU諸国に狂牛病が蔓延したのです。肉骨粉をなぜ、牛に与えるかというと、価格が低廉なたん白質飼料として、離乳期や搾乳量を増やすなど効率をあげるためです。和牛では肉の匂いが悪くなる食いが悪いなどの理由で普通使われません。

肉骨粉は骨、内臓、くず肉など廃棄物を蒸して油脂を取り除き製造されます。価格が安いいため使われているのです。

本来牧草だけでよいのに、人間の利益のために共食いをさせられ、身体を壊し死に至る牛にとっては迷惑千番なことなのです。

3. 何故、日本で発生したのかといえば、英国で1986年発生以来、大問題だったのに、日本政府がきちんと防疫対策をしなかったからです。96年にはWHOが狂牛病の防疫対策の勧告をしているのに、日本は守らなかったのです。感染の原因である肉骨粉の輸入を厳重に禁止すべきでした。しかし、英国からは96年まで、EU諸国からは2000年まで禁止しませんでした。また、肉骨粉の牛への投与の禁止も、農水省は飼料会社に行行政指導しただけで、農民には全く周知しませんでした。キチンと法的に禁止したのは、事件発生後の9月18日というひどい状況です。

科学技術雑誌の「ネイチャー」は今回の狂牛病への日本政府の対応について、薬害エイズなどの例をひき、如何に日本政府が、判っていないながら防止対策をとらなかったかを鋭く批判しています。

検査体制もお粗末で、感染牛について農水省は最初は陰性（非感染）とし、その後、千葉県衛生研が発見し、やっと農水も感染を確認したのです。当然、感染牛はすべて焼却処分すべきなのに、焼却せずに肉骨粉にしてしまったのです。これをもし、牛の飼料に使用していたら、感染が広がり大変なことでした。

政府の対応は常に後手後手。しかも、焼却処分したと虚偽の発表するなど不信を買い、風評被害を拡大しました。

今年、6月にはEUが日本の狂牛病汚染レベル3と指摘したことに、もみ消しをはかり熊谷農水次官は絶対ないと豪語しました。私たちは、90年から狂牛病の抜本的対策を要求してきました。農水省は対岸の火事とし、日本は大丈夫と対策を怠ってきたことに今回の事態を招いた最大の原因があります。

狂牛病を防げなかった責任は一切政府にあります。今回の狂牛病の発生で、国民は大損害を受け、重大な事態となりました。政府の責任で万全な対策を要求するものです。

狂牛病を根絶するには、第一に、感染経路を明らかにし、原因を徹底究明することが大切です。今回の感染牛は96年3月および4月に生まれており、肉骨粉が政府の怠慢で輸入され出回っていた時期です。政府の調査で肉骨粉を与えた牛は、5,000頭余いますが、当然感染の有無を調査すべきでしょう。原因の徹底究明が求められます。

第二には、感染の防止に全力をあげる必要があります。感染を防ぐには、肉骨粉などの動物性飼料を牛に投与しないことです。そのためには、肉骨粉の輸入を全面禁止するとともに国内

でも肉骨粉をすべて焼却処分にし、国内で流通しないようにすることです。そして、飼料への肉骨粉の使用を全面的に中止することが必要です。豚、鶏用は認めるというような中途半端なやり方は駄目です。勿論そのためには、肉骨粉等の製造業者への全額補償など必要な費用を国が負担し、完全に処理できるようにすることです。現在は、肉骨粉の焼却施設が不足し、問題となっています。

第三には、食肉の安全を確保することです。それには、厳重な検査で感染牛を発見することが必要です。方法としては、と畜場で牛をすべて全頭について完全に検査します。感染牛が発見されればすべて焼却処分にします。検査で非感染牛であっても、万が一を考え、解体処理の時に脊髄が飛び散らないようにし、脳、眼、脊髄、回腸など特定部位を除去して、肉への污染がないように処理して、食肉の安全を守ることが必要です。

当然、検査や処理の人員や設備を増やし、安全体制を万全にすることが必要です。脳、眼、脊髄など危険のある特定部位は肉エキス、医薬品などに使用せず、安全のためにすべて焼却処分することが必要です。

また、全頭検査前の肉については、現在隔離していますが、絶対市場には出さないようにすべきです。

第四には、狂牛病の発生責任が国にあることは明らかですから、感染牛やその同居牛は隔離され検査でと殺されるので、国の命令で処分する以上被害農家に全額補償すべきです。

また、狂牛病発生で、風評被害もあって、牛肉の価格が暴落し、畜産農家は大きな損害を受けています。一頭80万円もする肉牛が40万円に暴落。40万円もする子牛も半値。5～6万円のぬれ子牛（生まれたての子牛）は数千円というひどさです。その上、牛を出荷できないため、エサ代は嵩むし、収入が途絶えるなど、農家は大変な

目に合っています。

私たちは、3年間の平均価格と現在の価格の差額分を全額補償するよう要求しています。

関連の卸、商店、焼肉店なども牛肉が売れず倒産する店も出ており大損害です。政府がキチント防疫対策をとっていれば狂牛病は出なかった訳で責任は重大です。EU諸国では肉を買い上げたり、農家の補償に力を入れています。政府は、風評被害を含め、農家、商店、食堂、関連業者に全額補償する義務があります。みんなが、安心して立ち直れるようにさせたいと思います。

第五に、基本的には、食糧も飼料も輸入に依存する今の体制を改善し、自給率をあげていくことが重要だと思います。牛肉は67%も安い価格で輸入されています。輸入を規制し、国内の畜産農家が安心して営農できるように価格を保障して、安全な畜産物が供給できるようにすべきです。飼料にしても、国産を増やし、安全な牧草や飼料で養える方向が望まれます。

第六に今回の狂牛病発生に付け込んで新聞全面広告で、アメリカ農務省は「アメリカの肉は安全だ」と売り込み、マクドナルドは「国内産を使つてません」吉野屋は「輸入肉だから安全」と宣伝し、風評被害を巻き散らしていますが、断じて許せません。

アメリカもEUの狂牛病のリスクではランク2であり、全頭検査で確認していないので決して安全とはいえません。また、農務省はアメリカの食用牛の半数はO-157に汚染としており、ホルモンや抗生物質や合成抗菌剤が残留しており危険です。政府は責任をもって、情報をすべて明らかにし、狂牛病を根絶し、国民の安全と営農と営業を保障するようにすべきだと思います。

いづれにしても狂牛病対策では、小泉内閣の責任は重大です。6月には危険だというEUの勧告を無視し、安全だとうそぶき、対策を怠ってきた罪は重いです。中途半端に終わらせてはなりません。潜伏期間の7～8年間は厳重な対策が必要です。政府が猛省し、責任を果たし、狂

国際・国内動向

牛病を根絶し、全額補償を行い、国民の安全が確保され、国民が安心して営農と営業ができるよう要求し、監視していきたいと思います。

(いしぐろ まさたか・農民連食品分析センター
所長

欧州委員会によるグリーン・ペーパー 「企業の社会的責任について」

坂本 満枝

欧州委員会は去る7月8日、「企業の社会的責任のための欧州の枠組み推進に关するグリーン・ペーパー」を公表した。これは企業が、経済的目標に加えて、幅広く社会的環境的にも関心を払うことを目的としたものである。

これと同時に、長年の討議を経て、労働者への情報提供・協議の一般的枠組みを打ち立てるEU指令案がよいよと今年末ないし2002年明けに採択される模様である。多くが労使協議会の形で従業員代表制度を持つEU諸国で、この新しい指令がアイルランドや英国をはじめとして、情報提供・協議の機構に大きな影響を及ぼしそうである。

労働者のたたかいが反映

グリーン・ペーパーが考察している領域の一つは、リストラのさいに企業が果たす社会的責任についてである。欧州委員会がこの問題の検討に拍車をかけられたのは、2000年以降、欧州諸国で相次いで大量解雇の発表があったため、委員会はこのグリーン・ペーパーを推進台にして、企業の社会的責任にかんして欧州全域で討論をすすめるようとした。

実際、2001年3月までに50万以上の新たな雇用が生まれていたなかで、フランス大手企業による何件もの解雇発表は、欧州の人々の大きな関心事となった。次のような大量解雇と関係労働者による行動がみられた。

さかのぼって1997年2月には、周知のようにフランスの自動車製造業ルノーが、ベルギーの

ビルボード工場の閉鎖を発表した。事前に労働者への情報提供・協議が行われなかったことで、欧州全域の労働組合は激怒し、抗議行動を巻き起こすことになった。これで労働者への情報提供・協議に関する法律のいっそうの強化が必要だとの討論に火がついた。

2001年3月29日には、英国小売業グループ「マーク・アンド・スペンサー」(MS)が、欧州全土にあるその店舗を閉鎖すると発表した。フランスには、18店舗に17,000人が働いていたが、労働組合は同社に対し、法にもとづく労働者への情報提供と協議のための資料をまとめていなかったと抗議した。労働組合はパリ大審裁判所に緊急提訴し、この件はフランスの法律に違反するので、閉鎖は中止すべきであると主張した。4月に判決があり、裁判所は同社に25,000フランの罰金を課し、大量解雇に関するフランスの法律に従って協議をやり直すよう命令した。

MSは閉鎖当時から買い手を探していたが、フランスの大手デパートであるギャラリ・ラファイエットなどが同社を買い取り、希望者全員をグループや提携企業で再雇用することで合意した。

この件にかんしては、4店舗(315人)が営業するベルギーでは、3労組が企業の情報が臨時経営協議会の3月29日に提供されたのはベルギー法違反であると共同声明を発表し、次回の4月11日に協議すべきだと主張した。10店舗があるスペインでは、交渉が続き、閉鎖の場合の補償金を要求した。

さらに3月29日の同日、フランス食品グルー